

工 事 特 別 仕 様 書

1 工 事 名	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	嶽地区	8-1工区
2 工事場所	出水市野田町上名地内		
3 工 期	令和9年3月19日限り		

第 1 章 総則

- 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 嶽地区8-1工区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」、「施設機械工事等施工管理基準」及び「工事請負契約書」並びに「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
- 工事施工条件明示
別添「工事施工条件明示」のとおり。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 嶽地区の事業計画の一環として、嶽ダム取水設備及び放流設備の部品更新及び点検行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
取水ゲート(No1)	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	1 門	開閉器0.75kw
取水ゲート(No2~No6)	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	5 門	開閉器1.50kw
取水ゲート(No7)	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	1 門	開閉器2.20kw
河川放流主ゲート	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	1 門	
河川放流副ゲート	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	1 門	
緊急放流主ゲート	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	1 門	
緊急放流副ゲート	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	1 門	
河川・緊急放流充水バルブ	モーター交換、バルブコントロール整備(B級点検相当)	2 基	

3 工事数量

本工事の数量は、参考図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

4 電子納品

- 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和8年3月)」(以下、「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について

- ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部を提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

第 3 章 施工条件

1 工程制限

この工事の施工については、施設管理者(出水市)と協議うえ現場作業を行い、所定の工期までに完成させるものとする。

2. 適用する技術基準等

適用する技術基準等は、下記によるものとし、原則最新版の基準を使用することとするが、事前に監督員と協議し承諾を受けるものとする。

名 称	監修発行所	制定改訂年
鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	農林水産省農村振興局	平成21年
施設機械工事等設計の手引き	農林水産省農村振興局	平成25年
日本工業規格(JIS)		
労働安全衛生規則	厚生労働省	
その他この工事に関係のある法令・条例及び規則等に全て適合しなければならない。		

3. その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1. 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。

2. 関連工事

当該事業区域内で水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)嶽地区8-2工区等の複数の工事を同時に施工する予定であるため、監督職員が求めた場合は、施工計画の調整等を行う会議の運営に協力しなくてはならない。なお工区名は仮である。

工事名	主な工事内容	工期末(現契約・または見込み)	
8-2工区	網場通船ゲート補修 ・ダム内量水標取り付け	令和9年2月	契約予定
8-3工区	管理棟非常用発電機更新	令和9年3月	契約予定

3. 関係機関との連絡調整

出水市など、関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

4. 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。
また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

5. 埋蔵文化財

当該事業区域内では、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は確認されていないが、工事中に遺跡等が出土した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

6. 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

7. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への機械油、塗装片、土砂等が流出しないよう必要な仮設を行い工事施工に伴う汚濁物、土砂等の流出防止に努めなければならない。

特に、本工区の下流の高尾野川河口付近ではノリ養殖がおこなわれていることから細心の注意を払うこと。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

8. 建設副産物

- (1) 建設副産物の処分等については、別添「工事施工条件明示」を参照すること。

第 5 章 仮設

1. 工事用道路(維持管理)

近隣の国・県・市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、平面図のとおりである。詳細については監督職員の指示に従うこと。

なお、施設管理者と協議の上、ダム施設敷内は利用可能である。また、管理及び他の工事の支障とならない限り既設建屋屋内等の使用も可能である。

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

3. 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

なお、管理者と協議の上既施設より電源を取ることも可能である。

第 8 章 工事用材料

1 一般資材の規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

2 工事に使用する機器、材料及び部品等

受注者が製作に使用する機器、材料及び部品等(以下「機器等」という。)は、構造、性能、機能について設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS 又はその他関係する規格基準に合格した機器等を使用するものとし、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

ただし、設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

3 機 器

(1) 製造業者の証明書等

当該工事に使用する機器については、製造業者の規格証明書又は試験成績書を提出しなければならない。

4 材 料

(1) 主要材料

部 材	材 料
モ ー タ ー	既存の部品の性能を下回らないこと
アセンブリ部品	組み立て完了時、既存の性能を下回らないこと

5 カタログ、各種成績書等

油脂類等副材料でも主要なものについてはカタログ等を提出すること。

6 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

既設設備の位置・高さを基準とすること。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
準備工	着工前測量	設置位置出し
購入品(機器単体費)	現場搬入時	材料検収
分解整備(B級点検相当)	作業完了後	動作確認を含む

2 . 土木工事

3 . 分解整備

(1) 各設備

分解整備は現地作業(B級点検相当)とする。

(2) 塗装

塗装劣化部についてはタッチアップ塗装を行うこと。

4 . 輸送及び据付(全施設共通)

(1) 輸送

輸送にあたっては、輸送方法、輸送ルートを決定し、安全輸送を図らねばならない。

(2) 据付

1) 機器の据付は、既存施設に損傷を与えないよう十分に注意して、入念に施工するものとする。

2) 据付にあたっては、当該工事の経験のある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。

5 . 仮設工

仮設工については、「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

(1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。

(2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。

(3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 11 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合

2 . 排出ガス区分

第 12 章 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1 . 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2 . 調達検討資材がある場合、監督職員と協議するものとする。

- 3 . 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 4 . 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 13 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、管理者の通行等の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
- 4 . 工事施工のための安全対策は、(別紙-1)による。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 15 章 その他

1 . 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査
- (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければ
- (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

2 . 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進度見込みを当月25日までに報告するものとする
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定
- (4) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。

3 . 構造物等の充分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

4 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

5 . 見積もり等による施工単価及び資材単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は下記の工種で、歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。

輸送費・モーター・アセンブリ部品・直接経費に計上した機械類の一部

- (1) 資材単価種別は、金抜き設計書の見積単価一覧表のとおり

6 . 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項（別紙－2））を遵守しなければならない。

安 全 対 策

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚灯、保安灯、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保が必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還）

- 第10 受注者は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（報告義務）

- 第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

- 第12 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（監査及び実地調査）

- 第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認す

（指示）

- 第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

（漏えい等が発生した場合の責任）

- 第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その

工事施工条件明示

工事名: 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）嶽地区 8－1 工区

（令和8年1月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
基本事項	1 概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算、工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244														
	2 契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－														
	3 前払金	・ 前払金を40％の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－														
		・ 中間前払金を請求することができる。	○																
	4 部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし、前払金がある場合も2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－														
	5 繰越予定工事の工期	・	－	共通仕様書 ③1-1-3	238														
	6 余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238														
	7 週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244														
	8 環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領(工事編)」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252														
	9 品質証明	・ 品質証明の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-9	240														
	10 中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238														
	11 法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24														
	12 熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246														
	13 時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	14 施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	15 現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	－	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	16 建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	17 三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	18 快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)	－	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	19 施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
20 石綿使用の有無	・ 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-54	24															
21 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-45	253															
工事関係	22 夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														
	23 1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246														
24 ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－															

※1 「該当」欄について ○: 該当(適用)する ー: 該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①: 第1編 ②: 第2編 ③: 第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名: 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）嶽地区 8－1 工区

（令和8年1月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																									
工事関係	25 ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243																																									
	26 コンクリート	<table><tr><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランブ (cm)</th><th>粗骨材最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																															－	共通仕様書 ③2-2-1	254					
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																								
27 構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	－	共通仕様書 ③2-2-2	254																																										
28 遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	－	試行要領	－																																										
建設副産物	29 建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量：m ³ 運搬距離：km その他：	－	共通仕様書 ③1-1-38	249																																									
	30 再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考													－	共通仕様書 ③1-1-39	250																										
	資材名	規格	備考																																											
31 建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																										
32 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																										
33 建設リサイクル法	①分別解体の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table> ②施設の名称及び所在地 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr></table> ③受入時間 △ △ 処分場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離				－				－				－				－				－	－	共通仕様書 ③1-1-39	251
工程	作業内容	分別解体等の方法																																												
①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																												
②土工	土工 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																												
③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																												
④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																												
⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																											
			－																																											
			－																																											
			－																																											
			－																																											
			－																																											

※1 「該当」欄について ○:該当(適用)する -:該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①:第1編 ②:第2編 ③:第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名: 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）嶽地区 8－1 工区

（令和8年1月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																								
建設副産物	34 建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②品質区分基準	- 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td>利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td>指標等</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td>生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)			特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		—	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																									
品質区分基準	指標等	試験回数																											
品質基準	コーン指数																												
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																												
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																												
35 建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間	指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ ○ 処 分 場 : △ △ 処 分 場 : エコパーク鹿児島 : ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									—	共通仕様書 ③1-1-39	251													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																										
36 根株、伐採木等の利用 ①発生工事 ②利用工事		—	共通仕様書 ③1-1-40	252																									
37 舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	—	共通仕様書 ③1-1-44	252																									
工事支障物件等	38 支障物件(電柱、水道等)	本工事における支障物件は、次のとおり。 <table><tr><td>支障物件名</td><td>番号等</td><td>数量</td><td>申請の状況</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支障物件名	番号等	数量	申請の状況																	—	特記事項	—				
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																										
その他	39 支給材料及び貸与品	本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													—	共通仕様書 ①1-1-21	9								
支給材料	規格	数量・単位	支給場所																										
40 工事現場発生材	下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td>引渡場所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							—	共通仕様書 ①1-1-22	10																	
現場発生材名	引渡場所																												
41 部分使用	本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1) 部分使用範囲 : (2) 部分使用目的 : (3) 部分使用期間 :	—	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	14																									

※1 「該当」欄について ○: 該当(適用)する -: 該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①: 第1編 ②: 第2編 ③: 第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条